

「大津の京阪電車を愛する会」

第 14 回 総 会

日 時 令和元年5月27日（月）
午後2時～
場 所 明日都浜大津 5 階大会議室

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶（大伴会長）
- 3 議 案
 - 第 1 号 平成30年度の事業報告及び収支決算について
 - 第 2 号 令和元年度の事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 4 講 演「これまでのビジネスモデルからの変革期にある地域公共交通
—関心、実行、協働の先にあるもの—」

立命館大学衣笠総合研究機構客員協力研究員／井上 学 様
- 5 閉 会

第14回総会資料



大津の京阪電車を愛する会

令和元年5月27日(月)

議案第1号 平成30年度の事業報告及び収支決算について

平成30年度の事業報告（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

1. 会員の勧誘

現会員に対し、継続入会を依頼するとともに、ホームページ等を使っての愛する会への会員募集、各種事業での会員募集を行った結果、平成30年度末の会員数は841名（927口）となった。

2. 普通乗車券綴り、会員証等の配付

本会の会員あてに、会費1口当たり普通乗車券の6枚綴りを1冊、また、各種割引等の特典が受けられるオリジナルデザインの会員証を1枚配付するとともに、イベント開催のお知らせや新聞等を会員に配付した。

3. 大津っ子まつり参加事業「子どもお茶会」

5月20日（日）に開催された大津っ子まつりにおいて、本会のPRと、大津で喫茶の習慣が始まったことを広く知ってもらうため、子ども向けのお茶会の体験教室を実施した。のぼり旗を制作し子どもお茶会と京阪電鉄㈱のミニ京阪電車とが一体して運営していることをアピールした。当日は、お茶の作法を学びながら、多くの子どもたちがお抹茶とお菓子を楽しんだ。260名の参加があった。

4. 大津の京阪電車を愛する会会員向け感謝祭

3月21日（祝・木）に本会の会員限定の感謝祭を京阪電車錦織車庫にて開催した。京阪電車の運転体験、電車の床下・屋根見学・600系電車による錦織ミステリーツアーなど大人も子供も楽しんでいただきながら、本会のPRに努めた。応募多数のため、抽選で選ばれた166名の参加があった。

5. 湖都古都大津けいはんタイムスの発行

京阪沿線の人々の交流と、まちの活性化を目指し、沿線に関する情報誌を発行した。京阪沿線に関連する記事を様々な視点でとりあげた。沿線情報やイベント情報はボランティア記者によって取材・編集され、石山坂本線の新たな魅力発信につながる内容となっている。

編集会議：5回。発行部数7,000部は、会員や京阪沿線の駅や観光地、施設等に配布した。

6. ボランティア企画

「クイズラリー&ちょこっとウォーク京阪電車で巡る旧街道」

京阪電車大津線に残る旧東海道、旧北国海道（西近江路）の雰囲気や脚力に応じて昔の旅人の気分になって電車&徒歩でコースを任意に決定しクイズラリーを楽しみながら沿線の新たな良さを発見していただき今後の利用促進を図った。

終了後のアンケートでも楽しく歩くことができよかつたというコメントが多数あつた。

歩行距離については、6～10km を選択するコースで一人あたり平均 8.3km の歩行距離となり大津線にも興味を持っていただき、今後の利用促進を図ることができた。

7. 貸切電車イベント 「京阪電車&ピアンカ恋活クルーズ」

路面電車&客船という非日常の空間で素敵な出会いをプロデュース！！

大津を愛する男女を募集し婚活企画を行つた。「びわ湖浜大津」駅を出発し、大津線を運行中に車内で座席を移動しながら自己紹介。その後琵琶湖汽船「大津港」よりピアンカに乗船し、船内でパーティー後、カップリングを行つた。

電車内から和やかな雰囲気では話はずみ、船内では、軽食を取りながらゲームで盛り上がり、パーティー後のカップリングでは、4組のカップルが誕生し参加者に楽しんでいただいた。また、以前、京阪電車の中で結婚式を挙げたボランティアスタッフの写真を船内に展示し大津線の周知を行つた。

8. 役員会の開催

本会を適正に運営していくため、平成30年度は4回の役員会を開催した。

9. ボランティア会議

イベントの企画や進行の打ち合わせのため、平成30年度は6回のボランティア会議を開催した。また、イベント案内の発送作業、企画イベントの運営などを行つた。

平成30年度 収支決算書
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
繰越金	204,547	204,547	前年度繰越金
会 費	2,000,000	1,854,000	会費 @2,000×927口
その他収入	45,453	8,911	利子収入、イベント参加料等
合 計	2,250,000	2,067,458	

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
乗車券	1,020,000	945,540	普通乗車券@1020×927口
事業費	430,000	346,770	大津っ子まつり 42,426円 愛する会感謝祭 17,189円 大津けいはんタイムス 197,208円 ボランティア企画イベント 87,847円 H31年お花見電車 2,100円
報償費	110,000	76,240	ボランティア交通費等 16,240円 ホームページ管理費 60,000円
印刷製本費	130,000	108,063	総会開催通知、会員募集チラシ等
通信運搬費	350,000	284,632	郵送料・電話代・インターネット代
雑 費	180,000	145,589	消耗品等購入費、振込手数料
予備費	30,000	0	
合 計	2,250,000	1,906,834	

次年度繰越金 160,624

監 査 報 告

「大津の京阪電車を愛する会」平成30年度の会計（平成30年4月1日～平成31年3月31日）を監査した結果、関係書類及び支出帳票並びに通帳ともに適正に処理されていたことを報告します。

平成31年4月12日

監事

竹内 基二 

監事

吉本 美枝子 

議案第 2 号 令和元年度の事業計画(案)及び収支予算(案)について

令和元年度の事業計画(案)

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

1. 事業実施の方針

本会の会員の維持及び拡大を進めるとともに、更なる京阪大津線の利用促進を図るため、京阪電気鉄道㈱の協力の下、下記の事業を展開していく。今年度も引き続き事業ごとに企画・運営の担当を配置し、ボランティアスタッフによる自主運営企画も展開する。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 会員の拡大

本会の活動や会員特典を積極的に広報するため、引き続き会員募集チラシを大津線主要駅や公共施設に常備するとともに、京阪大津線沿線の企業の勧誘を行うとともに大津市外からの会員数を増やすため、京阪本線へも「大津けいはんタイムス」を設置する。また、ホームページ上でも活動内容の紹介や事業報告を行い、広く会員募集を行っていく。

(2) 会員特典の充実

会員特典として、会費 1 口当たり普通乗車券綴り (170 円区間×6 枚) を配付する。また、会員証の提示により、提携した施設において各種割引等の特典を受けていただく。

(3) 大津っ子まつりへの参加

「子どもお茶会 ～おいしい日本茶の飲み方を学ぼう～」を開催する。日本史上大津で喫茶の習慣が始まったことを広く PR するため、子ども向けのお茶会体験ブースを設ける。

お茶会で使用するお茶・お菓子の販売店を紹介し京阪沿線の最寄駅からの道案内などを作製し京阪電車の利用を促す。

(4) 大津の京阪電車を愛する会感謝祭の開催

会員限定の「大津の京阪電車を愛する会感謝祭」を開催する。京阪電車錦織車庫内で電車運転体験やミニ京阪電車の乗車、イラスト制作等を実施する。

(5) ボランティア企画イベント

京阪電車を使ったイベントをボランティアスタッフによりアイデアを出し合い、企画から運営、実施を行う。

- (6) 大津けいはんタイムスの発行及び配布
けいはんタイムスを7,000部発行し、会員や京阪の主要駅等に配布する。

- (7) 電車の絵作品募集
はがきに描いた京阪電車の絵を募集し審査後、大津市役所1階市民ギャラリーに展示する。最優秀作品は、次年度からの会員募集チラシと会員証のデザインとする。

- (8) 役員会の開催
本会を適正に運営していくため、年間4回程度役員会を開催する。

- (9) ボランティア会議の開催
イベントの企画や進行の打ち合わせなどを行うため、年間6回程度ボランティア会議を開催する。

令和元年度収支予算書 ~~(案)~~
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
繰越金	160,624	前年度繰越金
会 費	2,000,000	会 費 @2,000×1,000 口
その他収入	69,376	イベント参加料等
合 計	2,230,000	

2 支出の部

科 目	予 算 額	説 明
乗車券	1,020,000	会員用企画乗車券@1,020 円×1,000 口
事業費	430,000	大津っ子まつり 50,000 円 愛する会感謝祭 25,000 円 ボランティア企画イベント 125,000 円 大津けいはんタイムス 200,000 円 電車のデザイン募集 30,000 円
報償費	110,000	ボランティア交通費等 ホームページ管理
印刷製本費	160,000	総会開催通知、会員募集チラシ、 会員証(3年分)
通信運搬費	320,000	郵送料・電話代・インターネット代
雑 費	180,000	文書送付用消耗品購入費 郵便振込手数料
予備費	10,000	
合 計	2,230,000	

その他

1 事務所

- ① 520-0861 大津市石山寺3丁目27-11
- ② 電話 077-534-2800
- ③ HP アドレス <http://otsusen.net/>
- ④ 開設時間 (祝日を除く月～金 8:40～17:25)

2 入会の申し込み方法

ハガキ、FAX にて、「京阪電車を愛する会入会申込書」と明記の上、次の事項を記入して、上記の事務所までお送りください。折り返し郵便振込書付きのパンフレットをお送りいたします。

- ①氏名、団体名又は企業名
- ②連絡先住所及び郵便番号

※郵便振込書付きのパンフレットは京阪大津線主要駅にも置いてあります。

大津の京阪電車を愛する会 会則

(名称)

第1条 本会は、大津の京阪電車を愛する会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民が主体となって貴重な公共交通機関としての京阪大津線（石山坂本線及び京津線）の利用促進を図ることにより、京阪大津線の維持・活性化を実現し、もって高齢者等の社会活動手段の確保、総合的な交通渋滞対策、地球温暖化防止を含めた環境保全、公共交通を活かしたまちづくり等を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 京阪大津線の利用促進を図る事業
- (2) 京阪大津線を有効に活用するための情報提供
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員及び会費)

第4条 本会は、前2条の目的及び事業に賛同する個人又は団体、法人等を会員として構成する。

- 2 本会の会員は、1会計年度1口につき2,000円の会費を納めるものとする。
- 3 本会の会員には、会員証及び会費の範囲内における乗車券等を配布する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 参与 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名

- 2 会長、副会長及び監事は、会員のうちから総会において選任する。
また、参与、事務局長及び会計は、会員のうちから会長の指名により選任する。
- 3 役員任期は、2年とする。
- 4 役員が欠けた場合の補欠の役員については、第2項の規定にかかわらず、会員のうちから役員会において選任する。
- 5 前項の規定により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は無報酬とする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。
- 4 参与は、会長及び副会長を補佐し、本会の円滑な運営に協力する。

- 5 事務局長は、会長及び副会長の監督のもとに、本会の事務を管理する。
- 6 会計は、事務局長の監督のもとに、本会の会計を管理する。

(顧問)

第7条 本会の事業について助言や指導を頂くため、本会に顧問若干名を推戴することができるものとする。

- 2 前項の顧問は、大津市長、大津市議会議長および役員会において承認された者をもって充てる。

(総会)

第8条 本会は、毎年1回定例総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。

- (1) 事業報告・決算
 - (2) 事業計画・予算
 - (3) 役員を選任
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他必要事項
- 2 総会の議長は、会長があたる。
 - 3 あらかじめ委任状をもって意志を表示した会員は、総会に出席したものとみなす。

(役員会)

第9条 本会の運営について必要な事項は、役員会において定める。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長があたる。
- 4 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(会計)

第10条 本会の運営経費は、会費、助成金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局の所在地)

第11条 本会の事務局は、大津市石山寺三丁目27番11号に置く

(会則の変更)

第12条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の決議をもって変更できるものとする。

付 則

- 1 この会則は、平成17年11月16日から施行する。
- 2 本会の最初の会計年度は、この規約の施行の日から平成18年12月31日までとする。
- 3 第4条第2項の会費については、平成18年2月1日から徴収を開始するものとする。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成19年3月22日から施行する。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成20年2月17日から施行する。
- 2 改正後の会則第10条第2項の規定にかかわらず、改正後の最初の会計年度は平成20年1月1日から平成21年3月31日までとする。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成26年5月26日から施行する。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成29年5月27日から施行する。